

社会福祉法人尚徳福祉会

役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人尚徳福祉会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等並びに会計監査人の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち、勤務時間(法人及び法人施設業務のために従事する時間)が1週32時間以上となる者又は1週32時間以上勤務する者に相当する以上の業務を行っているとして評議員会が認めた者とする。
- (3) 常勤の理事とは、常勤の役員のうち、理事である者をいう。
- (4) 常勤の監事とは、常勤の役員のうち、監事である者をいう。
- (5) 非常勤の理事とは、理事のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (6) 非常勤の監事とは、監事のうち、常勤の監事以外の者をいう。
- (7) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。
- (8) 会計監査人とは、評議員会で選任された公認会計士をいう。
- (9) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (10) 費用とは、役員等が職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の役員報酬
- (2) 非常勤の役員報酬
- (3) 評議員報酬
- (4) 評議員選任・解任委員報酬

(5)会計監査人報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 法人の職員を兼務していない常勤の理事に対する報酬の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じて決定する。

- (1) 報酬 別表1に定める額。
- (2) 賞与 支給しない。
- (3) 退職慰労金 支給しない。
- (4) 通勤手当については、給与規程に基づいて支給する。
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。
- 4 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は別表4に定める額とする。
- 5 会計監査人への報酬は、契約に基づきこれを支払う。
- 6 常勤理事及び非常勤の役員等の報酬は、各年度の総額が、前年度における法人全体の事業活動収入計の1%を超えない範囲で決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 職員給与規程に準じて支給する。
- (2) 賞与 支給しない。
- (3) 退職慰労金 支給しない。
- 2 非常勤の役員等が、理事会又は評議員会への出席、研修への参加など法人・施設運営のための業務にあたった場合、別表5に定める手当を支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、給与規程に従って日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、退任日の属する月の末日までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上の1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号及び定款32条の3の(4)項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則(平成29年7月26日)

この規程は平成29年8月1日より施行する

附則(平成30年9月11日)

この規程は平成30年10月1日より施行する。

附則(2019年9月30日)

この規程は2019年10月1日より施行する。

別表1(常勤理事の報酬)

役職名	報酬の額(月額)
理事長	830,000 円
専務理事(業務執行理事)	500,000 円
職員兼務理事	支給しない。

※医師としての手当は別途契約することとする。

別表2(非常勤の役員等の報酬)

	月額
非常勤役員	80,000 円

別表3(評議員の報酬、定款8条の規定:評議員に対して、各年度の総額が5,000,000円を超えない範囲で決定)

	月額
評議員	30,000 円

別表4(評議員選任・解任委員の報酬)

	年額
評議員選任・解任委員	100,000 円

別表5(会議、研修への出席、法人及び施設業務のための出勤時などの手当)

	日額
常勤役員等	支給しない
非常勤役員	10,000 円
評議員	10,000 円
評議員選任・解任委員	10,000 円